

道聴塗説

—伊予切三の手について

佐藤 正憲

伊予切というのは大正十三年分割され今は断簡となっている和漢朗詠集の古写本で、筆者は伝承で御物粘葉本朗詠や近衛家の朗詠などと同じく藤原行成となっているが、実は一人でなく、三人と考えられている。一の手と二の手とは書風は同じであるが、一の手は筆力が充実しており二の手は劣っていて明らかにも別人と見るべきである。だがともに平安時代のものとされる。これに対して三の手は、この古写本が分割された当時から平安時代のものとは見られず後世の補写とされ、その後つくられた複製本からも除外された。このためこの手は書道研究の対象にすらされないという状況がつづいたのである。解説書等を見ても後世の補写と簡単に付記するにとどまっております、原本はおろか写真すらも見ることは

できないので、私などがどのようなものであるか知るよしもなかったのである。古写本の補写についていうとき、その筆者がわからない場合、鎌倉とか室町とか特定の時代を想定して解説するのが普通であるが、伊予切については平安のものでないという意味で「後世」とのみいうのも解説者が原本を見ないために積極的に時代を特定して云々することができないからではないかと思う。だが、三の手といわれる部分も原本が無くなつたわけではなく、それを見たという人が出てくる。中には後世の補写とする通説を疑う人もあるのである。原本を見ていない私は、その可否を云々するわけにまいらず、原本を見る機会もがなと思いつづけてきた。

去年の春、上野の博物館で、「古筆」と題

する特別展が催され、伊予切が四点出陳された。一点は二の手であったが、あとの三点はいずれも下巻の中のものであり、複製本に出していないところで、まぎれもなくいわゆる三の手である。かねての念願がゆくりなくもかなえられたわけである。「猿」「仙家」「將軍」の三幅がケースの中に並んでいる。私は緊張して覗き込んだ。……なかなかいい。これは二の手と同手ではないか。どう違うというのか。私にはその違いが見いだせない。それともかく少くとも後世などと時代を下げて見るとは到底できない。二の手と同じく一の手に比べて筆力に物足りないところがあるが、いやなところは全くない。ケースの中の説明を見ると「平安時代」とある。それ以上

の詳細な解説がないので一の手、二の手との

関係など、どう見ているのかわからないが、後世の補写という見方ははっきり否定されているのである。私も賛成である。

ところで朗詠集上下二巻のうち、伊予切の上巻の前半が一の手で後半が二の手であることと異論のないところである。下巻はその大部分をさらに別の人が書いているとされて、これがいわゆる三の手ということになるのであるが、A「古京二行、故宮十七行、仙家五行」とB「仏事二十三行、僧十五行、閑居十行」の二箇所は上巻後半と同手、すなわち二の手とされている。かくして、上巻は「一の手、二の手」、下巻は「三の手、二の手、三の手、二の手、三の手」の順に筆者が変っている。ところで料紙は上巻のすべてが飛雲紙であり、下巻は飛雲のない白紙が大部分で、前述A Bの二箇所だけに飛雲がある。すなわち一の手、二の手の部分は飛雲紙であり、三の手の部分は白紙という対応が見られる。このことが白紙の部分を料紙も書き手も後世のものとする見方を誘発したものと考えられる。

段と不可解である。しかし事実はこの通りなのである。あるいは、下巻ももとはすべて飛雲紙であったのが何かの事情で、その大部分が失われ、止むなく白紙に補写して欠所に充てたものと見、そしてそうなった時代をずっと後と思ひ込んでしまった、こうした憶測が分割のときなされ、それがそのまま通説となつたものと思われる。三の手を二の手と同一と見る私は、当然のこと三の手を平安時代と見るのであるが、従来そう見られなかったことは前に述べたとおりである。だから館がこれを平安時代のものとして展示したことに大いに意義を認めたいのである。(なお、前にも述べたが、下巻のいわゆる二の手の部分Aに「仙家」の題ならびに本文四行があるのだから、館の展示のうち「仙家」の幅の題「仙家」の二字は、二の手でも三の手でもなく、この幅が仕立てられたときに加えられたたぶん昭和の補写であること明らかである。) 帰りぎわに、館が出している解説のパンフレット「古筆」を見て驚いた。ここには通説がわかりにくい文章で述べられていて、ケースの中の「平安時代」は否定された形となっている。実はこの展覧でもう一つ、十巻本歌合の断簡を如意宝集と間違えていたので、こ

の二点について直接館に通報しておいた。後、友人からパンフレットに正誤表が貼付されたと聞いたが、伊予切についてはどこをどう訂正したのか要領を得ないという。私には何の連絡もなく、正誤表も送ってこない。会期中再び見に行かなかつた私はケースの中の「平安時代」がパンフレットにそろえて後世とされたかどうか知らない。後に春名好重氏の古筆大辞典を見て、館の中途半端な対応のしかたはこの辞典の影響によるものではないかと思つた。三の手についてはこの辞典も後世の補写という説であり、下巻の中のA B二箇所二の手の部分についての説明に誤解を招く一行為一字があるからだ。これがあるいは私の通報の理解を妨げたかもしれない。それはともかくケースの中の説明とパンフレットの説明が一致しないのでは観覧者は困るのである。もし三の手が平安時代と認められなるとしたら、この展覧における展示のしかたにも異論が出よう。また「平安時代」とするケースの中の説明が所蔵者額川美術館の見方に同調してのことだとすれば、それなりの解説が必要であろう。いずれにもせよ館外からの通報に対しても、もっと耳を傾けてほしい。